

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL (0857) 52-7300 FAX 52-7311
 編集責任者 村澤 幸二

鳥取労働局行政運営方針について

【鳥取労働局行政運営の基本方針】

鳥取労働局は、国民生活の保障及び向上を図り、地域経済の発展に寄与するため、労働条件その他の労働者の働く環境整備及び職業の確保を図ることを任務とし、働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推

進し、地域における総合労働行政機関として、各種施策の効果的な運営を目指します。鳥取労働局では、各種の行政課題に対応するため、毎年度、「行政運営方針」を策定しています。平成28年度は、以下の項目を最重点施策として、より効率的、効果的な行政運営を行うこととしています。

平成28年度 行政運営方針「最重点施策に係る数値目標」

最重点施策	目 標
1 雇用機会の確保と求人・求職のマッチングの推進	1 雇用形態が正社員である求人数を、21,155人以上とする。 2 常用雇用の就職件数を12,670件以上とする。 3 雇用保険受給者の早期再就職件数を3,132件以上とする。 4 常用雇用の求人充足件数を12,200件以上とする。
2 若者の活躍推進・正規雇用の拡大	1 フリーター等の正規雇用件数を2,510件以上とする。
3 安全で健康に働ける環境づくり 働き方改革の取組の推進	1 休業4日以上死傷者数を410人以下とする。 2 死亡災害の減少を図る。 3 メンタルヘルス対策を実施している事業場の割合を74%以上とする。 4 1か月当たりの時間外労働時間（最大）前年度以下とする。 5 年次有給休暇の取得率 前年又は前年度以上とする。
4 女性の活躍推進	1 300人以下規模事業主（県内本社）を対象とする女性活躍推進法に係るセミナー等の開催 年間2回 2 マザーズハローワーク事業の重点支援対象者の就職率を88.5%以上とする。

平成28年度に新規に取り組む事項、強化・拡充する事項

「最重点施策」関連	事 項
1 若者の活躍推進・正規雇用の拡大	1 「若者雇用促進法」の周知及び円滑な実施（強化） 2 若者ステップアッププログラムの実施（強化） 3 正社員実現加速プロジェクトの推進（強化）
2 安全で健康に働ける環境づくり	1 働き過ぎ防止に向けた取組の推進
3 女性の活躍推進	1 ポジティブ・アクション取組の促進（強化）
「重点施策」関連	事 項
1 障害者などの雇用対策の推進	1 中小企業に重点を置いた雇用の推進（強化） 2 精神障害、発達障害、難病などの障害特性に応じた就労支援の推進（強化）
2 介護・医療・保育分野、建設分野の 人材確保と雇用管理改善	1 建設人材確保プロジェクトの推進（強化）
3 地方自治体との連携による就職支援	1 県との雇用対策協定の推進（拡充） 2 ふるさとハローワークにおける雇用保険業務の実施（拡充）

平成28年度全国安全週間の実施について

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で89回目を迎える。この間、労働災害は長期的に減少し、平成27年は統計を取り始めて以来初めて、年間の死亡者数が1,000人を下回った。これは産業安全に携わった多くの先人がたゆみなく安全活動を展開した結果得られた画期的な成果である。

一方、近年の産業構造の変化に伴って、拡大を続ける第三次産業等においては未だに安全に関して自ら取り組む意識が十分とはいえない。また、経験が浅い労働者が職場に潜む危険を察知できないことなどを背景として、休業災害を含む労働災害全体の数は十分な減少傾向にあるとは言えない現状にある。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成28年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

平成28年度「全国安全週間」スローガン

見えますか？あなたのまわりの 見えない危険 みんなで見つける 安全管理

2 期間

平成28年7月1日から7月7日まで。

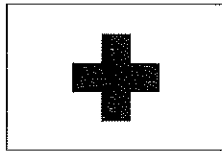
なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成28年6月1日から6月30日までが準備期間です。

3 実施者

各事業場

4 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。



(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

- ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (イ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (ウ) 年間を通じた安全衛生計画の策定及び安全衛生規程の整備
 - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
(イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの普及促進

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- ② 業種横断的な労働災害防止対策
 - ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- イ 交通労働災害防止対策
 - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

(イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

(ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

(エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

(オ) 健康診断及び診断結果に基づく保健指導等の措置の実施、長時間労働を行った運転者に対する面接指導等の実施、労働時間の短縮等の就業上の措置の実施

ウ 非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
- (イ) 非正規雇用労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

- (ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の徹底
- エ 熱中症予防対策
- (ア) WBGT値(暑さ指数)による適正な作業環境管理、作業管理の実施
- (イ) 計画的な暑熱への順化期間(暑熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を踏まえた健康管理
- (オ) 熱中症予防に関する労働衛生教育の実施
- オ 腰痛予防対策
- (ア) 腰部への負担の少ない作業方法の選択及び見直し、介助法の普及
- (イ) 腰痛予防に関する労働衛生教育(介護作業等の雇入れ時教育を含む)の実施、腰痛予防体操の励行
- ③ 業種の特性に応じた労働災害防止対策
- ア 製造業における労働災害防止対策
- (ア) 機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備
- (イ) 請負企業の労働者、派遣労働者、外国人労働者等に配慮した安全衛生管理、派遣元・派遣先における安全衛生教育の実施及び責任者間の連絡調整の徹底
- (ウ) 未熟練労働者の経験不足を補完するため、災害事例や視聴覚教材を活用した未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容の充実・強化
- (エ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化施設対策を含む安全管理に係る自主点検の実施及びその結果を踏まえた対策の実施
- (オ) 化学設備の定期自主検査の計画的な実施、化学設備の改造・修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工業者との連携等の実施
- イ 建設業における労働災害防止対策
- (ア) 一般的事項
- a 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- b 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- c 足場に係る改正労働安全衛生規則等を踏まえた墜落・転落防止対策の徹底や手すり先行工法等の「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく措置の実施、ハーネス型安全帯の積極的な使用
- d クレーン、移動式クレーン、解体用機械等の車両系建設機械の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
- e 事業所と現場の車両移動時の運転者の疲労軽減への配慮
- (イ) 東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
- a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
- c 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- d 職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施及び作業内容に応じた保護具の使用
- (ウ) 平成28年熊本地震に伴う復旧工事の労働災害防止対策
- a 余震の発生や降雨による二次災害のおそれにも留意の上、土砂崩壊災害防止対策、土石流災害防止対策、墜落・転落災害防止対策等の徹底
- b 労働者に対する熱順化の状況確認、水分・塩分の適時摂取、休憩場所や休憩時間の設定等の熱中症予防対策の徹底
- ウ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- (ア) 荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底
- (イ) 荷主等との合同による荷役作業場所、荷役作業方法の安全点検及び改善の実施
- (ウ) 適正な労働時間管理、走行管理等の交通労働災害防止対策の実施
- エ 小売店、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- (ア) 安全衛生教育の実施、内容の充実、安全意識の啓発
- (イ) 安全パトロール、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の見える化、ヒヤリ・ハット等の安全活動の活性化、職場環境や作業方法の改善の実施
- (ウ) 安全推進者の配置促進、安全管理体制の整備
- オ 林業の労働災害防止対策
- (ア) 車両系木材伐出機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
- (イ) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の徹底
- (ウ) 安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底
- 5 主唱者(厚生労働省)及び協賛者(各労働災害防止団体)の実施事項
- 全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。
- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
 - (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
 - (3) 安全パトロール等を実施する。
 - (4) 安全講習会等を開催する。
 - (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
 - (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
 - (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
 - (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

【平成28年度(第44回)鳥取県産業安全衛生大会】

日 時：平成28年6月28日(火)

場 所：とりぎん文化会館小ホール

(鳥取市尚徳町101-5)

特別講演：「メンタル不調の未然防止について」

講師：鳥取県産業保健総合支援センター所長

能勢 隆之 氏

※ なお、事業場からの活動事例発表等も予定しておりますので、多数の皆様のご参加をお願いします。

労働保険年度更新は早めの手続きを!!

労働保険の年度更新手続きの時期となりました。

今年の年度更新では、平成27年度の確定保険料及び平成28年度の概算保険料並びに石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の申告・納付手続きが必要となりますので、6月1日から7月11日までの間に申告・納付手続きをお願いします。

申告書は、期間中、県内各所に設ける集合受付会場、最寄りの金融機関・郵便局・鳥取労働局等で受け付けします。

電子証明書を取得して電子申請・電子納付をご利用ください。待ち時間を気にせず手続きできます。

今年度は年度更新事業場説明会を開催しないこととしましたので、申告・納付にあたっては、申告書に同封されている「労働保険年度更新 申告書の書き方」をご参照ください。特に、一括有期事業の申告にあたっては、例年と異なる部分がありますのでご注意ください。

平成28年度 年度更新集合受付 開催日程

地区	月日	時間	会場
東 部	6月14日(火)	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月15日(水)	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月17日(金)	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月21日(火)	10:00～16:00	とりぎん文化会館 (第2会議室)
	6月29日(水)	10:00～16:00	とりぎん文化会館 (第2会議室)
	7月5日(火)	10:00～16:00	とりぎん文化会館 (第2会議室)
	7月11日(月)	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階会議室)
中 部	6月22日(水)	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階会議室)
	6月27日(月)	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階会議室)
	7月1日(金)	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階会議室)
	7月11日(月)	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階会議室)
西 部	6月20日(月)	10:00～16:00	米子食品会館 (大ホール)
	6月23日(木)	10:00～16:45	米子食品会館 (大ホール)
	6月24日(金)	9:30～16:00	境港商工会議所 (展示室)
	6月28日(火)	10:00～16:00	米子食品会館 (大ホール)
	6月30日(木)	11:00～15:00	日野町山村開発センター (小会議室)
	7月4日(月)	10:00～16:00	米子食品会館 (大ホール)
	7月11日(月)	10:00～16:00	米子食品会館 (新館2階会議室)

○ 事業主様を対象とした労働保険年度更新説明会は、平成28年度は実施しませんのでご承知ください。

○ 労働保険事務組合に労働保険関係事務を委託している事業主様は、労働保険事務組合を通じて申告・納付をおこないます。

賃金関係の各種調査にご協力をお願いします

鳥取労働局労働基準部賃金室では、毎年、次の3つの賃金に関する調査を行っています。

1 「賃金改定状況調査」

賃金改定状況調査は、中央最低賃金審議会における目安審議に資することを目的として、本年と昨年の6月分の賃金について改定状況を調査するものです。

2 「最低賃金に関する基礎調査」

最低賃金に関する基礎調査は、鳥取地方最低賃金審議会における最低賃金の改正審議に資することを目的として、本年6月分の賃金支給状況を調査するものです。

3 「賃金構造基本統計調査」

賃金構造基本統計調査は、主要な産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等に明らかにすることを目的として、昭和23年以降実施しており、6月分の賃金支給状況について全国的に調査を行うものです。

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査結果は報告書として公表され、事業場における賃金決定の資料等に広く利用されています。

これらの調査は、個別の事業場の名称が公表されることはありません。また、その調査目的以外には使用することはありません。

調査票が届いた事業場におかれましては、ご協力をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、鳥取労働局労働基準部賃金室(☎0857-29-1705)までお問合せください。

着任のご挨拶



鳥取労働局 局長 内田敏之

このたび4月1日付けで鳥取労働局長を拝命しました。

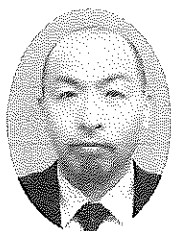
鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方には、日頃から労働行政の円滑な運営につきましまして多大なるご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

私は、前職が、厚生労働省職業安定局の就労支援室長であり、生活保護受給者等の就労を関係機関と連携して少しでも進めることができるよう、ハローワークと福祉事務所の「一体的実施」などの政策を実施してきました。

今般、ほとんど基準行政の経験のない私が、少子高齢化の中で課題の多い鳥取県に着任し、身の引き締まる思いです。皆様から信頼して頂けるよう更に努力していきたいと考えています。

特に、最近では「一億総活躍社会」の実現に向けて、長時間労働の是正など法規制の執行の強化について総理自らが指示されるなど、働き方改革への動きが加速しています。こうした諸課題に対処していくためには、会員の皆様のご協力を賜りつつ、鳥取県労働基準協会と鳥取労働局が密接な連携を図り、施策を推進していくことが何よりも重要であると考えておりますので、皆様方におかれましても引き続きお力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、一般社団法人鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を心より祈念申し上げます、着任のご挨拶とさせていただきます。



鳥取労働局
労働基準部長 河野勲人

この度、鳥取労働局労働基準部長を拝命した河野です。

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃より労働基準行政で取り組んでいる各種施策の運営に当たりまして、格別のご配慮を賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。

労働基準部では、第12次労働災害防止推進計画の目標達成を目指した『安全「見える化」とっとり運動』などの労働災害防止対策、長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策、適正な労働条件の確保・改善対策、最低賃金制度の運営、迅速・適正な労災保険給付の実施などを担当しているところです。

これまでと同様に、鳥取労働局と各労働基準監督署が連携して、これらの施策につきまして、鋭意取り組んで



鳥取労働局 労働基準部
賃金室長 平井美敏

4月1日付けで労働基準部賃金室長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

賃金室は、最低賃金に関することや統計調査などの業務を行っています。

「鳥取県最低賃金」は、平成27年10月4日より16円引き上げられ、時間額「693円」に改正されました。

また、鳥取県内には、特定(産業別)最低賃金として、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」が時間額「753円」(平成27年12月19日発効)、「各種商品小売業」が時間額「710円」(平成27年12月19日発効)と定められています。

賃金は、労働者にとって大変重要な問題であり、これらの最低賃金について広く周知を進めてまいります。

また、5月から8月までの間は、事業者の皆様へ賃金等の統計調査をお願いする時期でございますので、調査依頼が届いた際には、どうかご協力をお願いいたします。



米子労働基準監督
署長 仲浜弘昭

このたび4月1日付で米子労働基準監督署長を拝命いたしました。

前職は鳥取労働局労働基準部賃金室長で、米子署は平成13年度の勤務以来3度目の勤務となります。当時と比べ、社会情勢や労働者が求める働き方などが変わり、行政が取り組むべき新たな課題も増えていますが、精一杯努力していく所存です。

さて、労働基準監督署の役割は「働く人が安心して、快適に働くことができる職場環境を整備する」ことですが、その中でも当署では、長時間労働の抑制と労働災害の防止を最重点に取り組むこととしています。

長時間労働の抑制においては、一月当りの時間外・休日労働時間数が80時間を超える事業場に対して指導を強化することとしています。また、労働災害の防止においては、昨年の管内の労働災害を減少に結びつけた『安全「見える化」とっとり運動』を引き続き実施していくこととしていますので、会員の皆様にはご理解の上、一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

東部支部だより

長時間労働の削減に向けて

長時間にわたる過重な労働は健康障害のリスクを高め、過労死等（脳・心臓疾患、精神障害）の原因にもなります。

一度会社がそのような事案を発生させると、場合によっては労働基準監督署から書類送検されたり、被害者や遺族から多額の損害賠償を請求されたり、新聞報道などにより会社の社会的信用が失墜するなど様々な影響が出てくるのが考えられます。

厚生労働省では長時間労働の削減をはじめとする働き方改革を進めています。

長時間労働の削減に向けて必要な労務管理のポイントを以下に示しますのでチェックしてみてください。

- 36協定は結んでいますか、限度基準内ですか。
労働者に時間外労働をさせるためには36協定の締結が必要です。また、延長時間の限度基準が定められています（例：1カ月45時間、1年360時間など）。
- 労働時間を適正に把握していますか。
削減の第一歩は正確な労働時間の把握です。各労働者の各日の始業・終業時刻をタイムカード等のできるだけ客観的な方法で把握することが大切です。
- 年次有給休暇の取得を促進していますか。
労働者に対する取得方法の周知など、取得しやすい職場環境づくりや計画付与などにより、取得促進に努めてください（厚生労働省目標：平成32年までに年次有給休暇取得率70%以上）。
- 産業医や衛生管理者などを選任していますか。
労働者の健康管理のために産業医や衛生管理者を選任し、その者に事業場での健康管理に関する事項を適切に行わせましょう（産業医、衛生管理者は常時労働者数が50名以上の会社を選任義務があります。）。
- 衛生委員会を設置していますか。
衛生委員会を設置して、長時間労働による労働者の健康障害防止対策など健康管理について調査審議しましょう（衛生委員会は常時労働者数が50名以上の会社に設置義務があります。）。
- 健康診断結果に基づく事後措置はできていますか。
定期健康診断等で異常な所見のあった人については、健康保持のために必要な措置について、医師の意見を聴き、必要な事後措置を講じる必要があります。産業医の選任義務のない小規模事業場も対象となりますので、東部地域産業保健センターを利用してください（無料で利用可）。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に医師による面接指導などを実施していますか。

1カ月100時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から申し出があれば、医師による面接指導を実施しなければなりません。また2～6カ月の平均が1カ月当たり80時間を超える者に対しても同様の措置が望まれます。

平成28年度 東部支部定期会員会議開催

東部支部の平成28年度定期会員会議は、去る4月22日、鳥取市の白兔会館において、来賓に鳥取労働局からこの程新しく赴任された河野労働基準部長をはじめ、木村健康安全課長、鳥取労働基準監督署から房本署長、国政副署長を迎え、委任状を含め約260名の参加を得て開催されました。

当日は、来賓を代表して河野労働基準部長と房本監督署長から祝辞をいただいた後、竹中支部長を議長に選出して、平成27年度事業並びに決算報告、平成28年度事業計画並びに予算案、労働保険事務組合事務処理規約の改正案の審議が行なわれ、いずれも原案どおり承認されました。

ついで、任期満了に伴う役員改選が行なわれ、今後2年間の新役員が選出され、支部長に大和建设(株)の竹中由紀夫氏、副支部長に(株)鳥取銀行の吉田和徳氏と日ノ丸自動車(株)の馬場進氏がいずれも留任となりました。

平成27年度決算報告の概要、新役員の一覧表は別掲のとおり。

平成27年度決算書（経常収益）

単位：円（以下、同じ）

科目	予算額	決算額	差異
会費収入	3,600,000	3,674,000	74,000
事業収益	8,900,000	9,241,388	341,388
雑収益	401,800	560,401	158,601
当期収入計	12,901,800	13,475,789	573,989
前期繰越金	5,303,222	5,303,222	0
収益合計	18,205,022	18,779,011	573,989

平成27年度決算書（経常費用）

科目	予算額	決算額	差異
事業費	13,904,950	11,850,788	△2,054,162
管理費	1,116,050	1,103,151	△12,899
予備費	3,184,022	0	△3,184,022
経常費用計	18,205,022	12,953,939	△5,251,083
収支差額	0	5,825,072	5,825,072

東部支部新役員

(任期：平成30年度会員会議終了時まで)

支部長	竹中由紀夫	大和建设(株)
副支部長	吉田和徳	(株)鳥取銀行
副支部長	馬場進	日ノ丸自動車(株)
幹事	元田亨	気高電機(株)
幹事	大西寛朗	コクヨMVP(株)
幹事	花原秀明	三洋製紙(株)
幹事	清水浩司	(株)清水
幹事	鈴木周一	中国電力(株)鳥取支社
幹事	蔵増篤志	鳥取信用金庫
幹事	大山茂生	日本通運(株)鳥取支店
幹事	藤原正	(株)藤原組
幹事	岡田幸一郎	やまこう建設(株)
幹事	山下雅史	(株)吉谷機械製作所
監事	奥田倫工	大鳥機工(株)
監事	賀川文雄	鳥取旭工業(株)

※ 三役以外の会社名は50音順

平成28年度予算書(経常収益)

科目	28年度予算額	27年度予算額	差異
会費収入	4,100,000	4,100,000	0
事業収益	11,150,000	10,800,000	350,000
雑収益	450,600	510,500	△59,900
当期収入合計	15,700,600	15,410,500	290,100
前期繰越額	4,813,201	2,266,339	2,546,862
合計	20,513,801	17,676,839	2,836,962

平成28年度予算書(経常費用)

科目	28年度予算額	27年度予算額	差異
事業費	14,440,322	13,884,040	556,282
管理費	1,160,318	1,261,600	△101,282
予備費	4,913,161	2,531,199	2,381,962
経常費用計	20,513,801	17,676,839	2,836,962

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部幹事

役職名	氏名	事業所名	所在地	電話番号
支部長	永東康文	(株)ナガトウ建設	米子市米原8-4-27	32-6666
副支部長	松谷哲也	王子製紙(株)米子工場	米子市吉岡373	27-4987
副支部長	河津陽文	米子信用金庫	米子市東福原2-5-1	33-1241
幹事	野津一成	美保テクノス(株)	米子市昭和町25	33-9211
幹事	坂口吉平	(株)山陰放送	米子市西福原1-1-71	33-2111
幹事	細田正人	日ノ丸自動車(株)米子支店	米子市祇園町2-241	32-2121
幹事	門脇仁史	日本通運(株)米子支店	米子市流通町430-17	37-1220
幹事	松屋親広	中国電力(株)米子営業所	米子市加茂町2-51	37-2602
幹事	又賀航	(株)日新	境港市西工業団地100	47-0303
幹事	澤耕司	日本交通(株)米子営業所	米子市日久美町55	33-9111
幹事	森紳二郎	(株)米子高島屋	米子市角盤町1-30	22-1111
幹事	手島芳郎	(株)山陰合同銀行米子支店	米子市加茂町2-104	32-3711
幹事	浦辺千晶	(医)育生会高島病院	米子市西町6	32-7711
幹事	入口幹	(株)米吾	米子市奈喜良248-4	33-2221
幹事	笹岡靖弘	(株)米子しんまち天満屋	米子市西福原2-1-10	35-1270
幹事	日高康夫	米子製鋼(株)	米子市富益町88-1	28-8111
幹事	加本弘	山陰信販(株)	米子市東福原2-1-1	32-7331
幹事	松本啓	(株)ケイズ	米子市両三柳2864	32-1761
幹事	中藤弘	菅公学生服(株)米子工場	米子市車尾南1-2-1	33-6111
幹事	下本八一郎	(一社)鳥取県西部建設業協会	米子市日ノ出町1-12-27	33-4551
幹事	福田耕	(一社)鳥取県日野建設業協会	日野郡日野町根雨343-5	72-0375
幹事	森脇孝	(協)米子鉄工センター	米子市夜見町2924-3	29-0221
幹事	船越克之	つばめタクシー(株)	米子市西福原5-8-12	22-9421
幹事	増井隆夫	大山ハム(株)	米子市夜見町3018	24-7000
幹事	河越誠剛	(協)米子食品工業団地	米子市旗ヶ崎2030	34-5022
幹事	福井龍介	(株)フィディア	米子市西福原6-19-29	33-1073
監事	高浪秀紀	境港海陸運送(株)	境港市大正町43	42-2121
監事	城内正行	寿製菓(株)	米子市旗ヶ崎2028	22-7456

西部支部だより

定期会員会議を開催

平成28年度西部支部定期会員会議が4月21日(木)に「ホテルサンルート米子」において来賓に河野勲人鳥取労働局労働基準部長をはじめ、津田恵史同監督課長、木村靖同健康安全課長、仲濱弘昭米子労働基準監督署長をお迎えして盛大に開催されました。

永東康文支部長の挨拶に次いで、来賓を代表して河野労働基準部長と仲濱監督署長から祝辞をいただいた後、永東支部長を議長に選出して、平成27年度事業報告並びに決算報告、平成28年度事業計画並びに予算案が審議され原案のとおり承認されました。今回は任期満了に伴う役員の変更もあり、新しい役員が選出されました。

また、会員会議終了後セミナーを開催し、木村課長から「平成28年度における安全衛生対策について」、津田課長からは、「長時間労働が行われている事業場に対する監督指導について」講演をしていただきました。

平成27年度収支決算書及び平成28年度収支予算書は次のとおりです。

平成27年度決算書(経常収益)

科目	予算額	決算額	差異
会費収入	4,100,000	4,024,500	△75,500
事業収益	10,800,000	12,693,099	1,893,099
雑収益	510,500	426,192	△84,308
当期収入合計	15,410,500	17,143,791	1,733,291
前期繰越額	2,266,339	2,266,339	0
合計	17,676,839	19,410,130	1,733,291

平成27年度決算書(経常費用)

科目	予算額	決算額	差異
事業費	13,884,040	13,446,541	△437,499
管理費	1,260,600	1,150,388	△110,212
減価償却費	0	0	0
予備費	2,532,199	0	△2,532,199
経常費用計	17,676,839	14,596,929	△3,079,910
当期収支差額	0	4,813,201	4,813,201

中部支部だより

雇入時の健康診断を 実施しましょう

平成28年度を迎えて、多くの事業場で新しい労働者の方を雇い入れられたことかと存じます。

さて、常時使用する労働者を雇い入れられる際には、その雇入れの直前又は直後に「雇入時の健康診断」を実施しなければならないことが、労働安全衛生規則第43条に定められています。

今年1月に長野県の軽井沢で発生したスキーツアーバスの運転手に対して、バス会社がこの健康診断を実施していなかったということがテレビ等で大きく報道されたことは、みなさんの記憶にも新しいことと思われます。

この健康診断は、新しく雇用する労働者の方の健康状態を適切に把握し、事業場のどの部署に配置してどのような業務を行わせるかを見極め、雇用後の健康管理を適正に管理するために実施するものです。

「たら、れば」の話になってしまいますが、仮にさきほどのバス会社が、事故を起こしてしまった運転手に対し、雇入時の健康診断を実施した結果、「この運転手にこの運行を任せるのは止めておこう。」という判断をしていたら、あれだけの大事故にならなくて済んだのかもしれない。

普段、事業場で健康診断の実施状況等を確認させて頂くと、この雇入時の健康診断を実施していなかったり、面接者に対して健康診断を実施する必要性があるかどうかを検討することなく、この規則を根拠として採用選考時に面接者から健康診断の結果を提出させている事業者が見受けられます。

この雇入時の健康診断は、労働者が過去3ヶ月以内に健康診断を受けており、当該結果を証明する書面を事業者提出したときを除き、事業者の責務として実施しなければならないものであり、当該健康診断に係る費用につきましても、当然事業者が負担すべきものであります。

さらに、常時使用する労働者に、1年以内ごとに1回、定期に行う定期健康診断につきましても、医師が必要でないと認めた場合には、省略できる項目がありますが、雇入時の健康診断は、すべての項目について実施しなければなりません。

当該健康診断を実施されていても、実施すべき項目に不足があるケースも見受けられますので、この点にもご留意願います。

健康診断の結果、異常があった労働者には医師からの意見聴取等の事後措置も必要になってきますし、結果を本人に通知し、結果を記録して5年間保存しておかなければなりません。

なお、50人未満の事業場における医師からの意見聴取等については、中部地域産業保健センター（倉吉市旭田町18 電話0858-23-2651）にて、無料で受けることができます。

この健康診断の本来の主旨をご理解頂き、確実に実施して頂きますようお願いいたします。

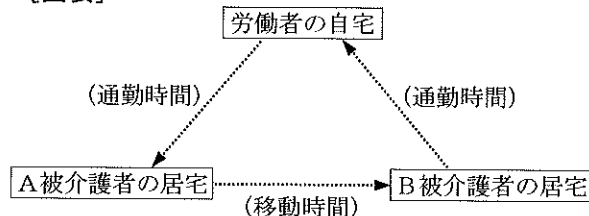
相談窓口から

(問) 訪問介護サービス事業を行なっていますが、労働者の自宅から直接A被介護者の居宅を訪問しサービス終了後次のB被介護者の居宅へ移動しサービスを提供した後直接労働者の自宅に帰る場合、どこまで労働時間として捉えるべきか？

(答) 労働者の自宅から直接被介護者の居宅までの移動時間及び最後の被介護者の居宅から直接労働者の自宅に帰る時間は、通勤時間となる。

また、利用者宅の相互間を移動する時間については、通常の移動に要する時間程度である場合にはその時間は労働時間に該当するものである。なお、例えば次の訪問介護サービス開始時刻まで2時間の余裕があるが移動時間は1時間である場合、少なくとも1時間は労働時間となる。残りの1時間については当該時間が労働者の自由な利用に委ねられている場合には労働時間ではなく私的な時間となる。(下記の図表を参照)

【図表】



(Aでの介護の開始→終了)・(AからBへの移動時間)
(Bでの介護の開始→終了)は労働時間

安全衛生教育等講習会等のご案内

中部支部では、特別教育、研修会等の開催を予定しておりますので、多数の方の受講をお待ちしております。

- ①安全衛生推進者養成講習
5月24日(火)・5月25日(水) (2日間)
- ②巻上げ機運転業務特別教育
6月8日(水)(学科)
6月9日(木)(実技)
- ③安全管理者等安全担当者研修会
6月21日(火)

申込み・問合せ先
(一社)鳥取県労働基準協会中部支部
☎0858-22-9054

